

附 属 资 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

令和2年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 再任用職員の給料表別、級別人員数	35

2 職種別民間給与実態調査関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	42
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	43
第18表 民間における初任給の改定状況	43
第19表 民間における家族手当の支給状況	44

3 生計費及び労働経済指標関係

令和2年4月の標準生計費算定方法の概要	45
第20表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	46
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	46
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	47
第21表 労働経済指標	48

1 職員給与実態調査関係

令和2年度職員給与実態調査の概要

令和2年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

令和2年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成28年3月15日付け総事第296号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			17,375	4,655	2,080	3,319
知事			4,008	3,579		18
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			5	5		
代表監査委員			16	16		
教育委員会	本庁等		326	157		80
	県立高等学校等		3,486	248		3,220
	市町村立小中学校		7,105	316		
人事委員会			16	16		
警察本部長			2,377	282	2,080	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
6,885 人	194 人	23 人	126 人	93 人
3	174	23	123	88
78	8			3
18				
6,786			3	
	12			2

第2表

給料表別

区分		給料表			
		計	行政職	公安職	教育職(1)
職員数(人)		17,375	4,655	2,080	3,319
扶養親族数(人)		15,238	4,058	2,564	3,060
職員一人当たり平均	給料月額(円)	6,110,941,200	1,495,670,300	666,775,300	1,232,739,700
	給料の調整額(円)	20,209,104	678,300	66,000	10,574,020
	教職調整額等(円)	133,718,836			44,927,568
	給料の特別調整額(円)	101,623,700	34,422,700	6,404,400	11,782,900
	扶養手当(円)	159,554,000	41,528,000	24,401,500	32,331,500
	地域手当(円)	4,489,725	2,278,635	293,980	11,942
	諸手当(円)	261,078,122	59,404,438	27,093,887	48,586,866
	給与総額(円)	6,791,614,687	1,633,982,373	725,035,067	1,380,954,496
	給料月額(円)	351,708	321,304	320,565	371,419
	給料の調整額(円)	1,163	145	31	3,185
	教職調整額等(円)	7,696			13,536
	給料の特別調整額(円)	5,848	7,394	3,079	3,550
	扶養手当(円)	9,182	8,921	11,731	9,741
	地域手当(円)	258	489	141	3
諸手当(円)	15,024	12,759	13,024	14,636	
給与月額(円)	390,879	351,012	348,571	416,070	
扶養親族数(人)					
子	0.64	0.60	0.83	0.69	
(特定期間にある子)	0.25	0.24	0.17	0.27	
子以外	0.24	0.27	0.40	0.23	
計	0.88	0.87	1.23	0.92	
年齢(歳)	43.3	40.9	37.7	44.6	
経験年数(年)	21.4	20.0	17.2	22.0	
修学年数(年)	15.2	14.2	14.0	15.8	

- (注) 1 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
6,885	194	23	126	93
5,232	170	26	93	35
2,564,287,100	68,427,600	10,818,200	42,079,200	30,143,800
8,593,984		128,800	60,000	108,000
88,791,268				
46,522,000	1,246,600	735,800	509,300	
57,949,000	1,741,000	224,500	994,500	384,000
		1,905,168		
115,427,056	2,551,477	4,665,783	2,462,032	886,583
2,881,570,408	73,966,677	18,478,251	46,105,032	31,522,383
372,445	352,719	470,356	333,961	324,126
1,248		5,600	476	1,161
12,896				
6,757	6,425	31,991	4,042	
8,416	8,974	9,760	7,892	4,129
		82,833		
16,762	13,149	202,858	19,538	9,531
418,524	381,267	803,398	365,909	338,947
0.60	0.58	0.48	0.54	0.31
0.28	0.26	0.17	0.25	0.12
0.16	0.30	0.65	0.20	0.07
0.76	0.88	1.13	0.74	0.38
46.0	43.1	45.1	42.8	40.5
23.5	20.2	20.2	19.8	18.3
15.9	16.0	18.0	15.8	15.5

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務 の級	計																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政職	1	936					19		1		38			56	1	8	2	44	3	13	4	29	2	28	1	101	2		
	2	613					1	1				2	3	22	3	29	6	47	4	46	9	49	4	29	7	36	6		
	3	468							1								2					4		8	4	10	2		
	4	1,150																											
	5	901																											
	6	250	1														1												
	7	232																											
	8	77																		1	2	2	6	5			6	5	
	9	24								1			1	6	7	5	3												
	10	4	4																										
公安職	1	356			26				11		20		3	29			1	26		34		34		1	3	58	1		
	2	310																				5		4		26	3		
	3	400																1		1		2		5		2	1		
	4	551																				1				2			
	5	347																											
	6	50																											
	7	42																											
	8	14																											
	9	10																											
教育職	1	207	1				1			1												2		1		1			
	2	2,790	21		2	1	16		4	16		11	25		9	3	25	4	8	4	19		3	21	4	22	6		
	特2	71																											
	3	162																											
	(1) 4	89																				1	2		1		5		
教育職	1																												
	2	5,765											105		4	6	90	1	7	8	85	4	20	9	84	7			
	特2	150																											
	3	513																											
	(2) 4	457																				2	7	15	38	79	47	44	32
研究職	1	13																									1		
	2	50																	2	1	5	1	2	1	1		4	2	
	3	105																							1	1	1		
	4	22																											
	5	4																											

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
25	9	99	3	30	12	88	7	37	7	62	7	40	10	58	11	49	6	15	1	5	2	1										
29	6	34	4	18	7	36	6	17	6	20	3	16	4	10	2	10	1	11	1	4	1	8		8		7		7	2	1		
7	1	8	3	7	2	11	5	17	6	11	5	16	2	21	9	19	8	17	16	15	10	28	11	14	5	12	7	10	7	9		
1		3	1	1	3	4	2	7	1	15	6	21		21	7	18	5	38	16	32	9	38	15	36	21	31	19	38	16	47		
																		1	1		2	1		1	4	2	6	4	6	3		
																			1			1	14	24	18	17	29	62	18	18		
		1	39	68	30	8	18	5	2	20	6	8	6	3	3	5	1	3				1	1	1			1			1		
3	12	14	7	1	4	1	2	3			2		1																			
						1																										
6	3	50	5	4	5	12	2	5	3	4	1	2		2			1			1		1										
7	1	38		3	1	31	1	8	2	29	1	11	2	25	6	4	4	13	4	13	4	13	1	12	3	10	2	6	3	3		
13		5		12	2	7	1	10	2	9		17	2	10		14	1	16	1	12	3	17	3	12	3	9	5	20	3	14		
6	1		1	1	2	1		5	1	5	3	6	1	3	4	4	3	13	2	6	5	9		12		8	2	9		5		
																			1	5	5	4	2	8	4	5	4	5	1	5		
																												1				
																											3	2	6	8	1	
																1	3	3	6		1											
		1	5	3		1																										
1		1		2		1		2			1			2	1	1		2	2		2	2	1		1				1	1		
16	2	23	5	20	5	20	8	16	7	21	6	18	3	19	5	20	3	20	4	22	5	13	18	15	10	18	11	23	9	15		
																											1	1	3	6	5	5
2	10	4	10	19	14	3	4	3	1	10																						
33	11	47	8	48	9	54	13	38	7	30	19	36	5	43	16	36	12	31	6	38	10	32	18	31	9	37	11	33	10	29		
9	18	14	20	10	19	11	11	10	7	64																						
		1				4	1	1		4			1																			
1		1		2	1	4	2	2		2			1	2	1	1	1	1		2			1	2		1		1				
		1			1			1					1	3	1		1	1					1	1	2	1		1	2	1	1	
																								1		1	7	4		3	3	
1	2			1																												

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	
			1						1					1																	
	2	1	2		2	2		1			1	1		1	2			1	2	1		1		1		2					
10	4	6	5	4	5	3	1		2	4	5	2		19																	
41	21	23	26	19	23	23	18	21	20	116																					
4	1						1																								
9	3	2	2	4	3	2	1	4	1	4	2	2	1	5	1	2	4	2	3	3	3	2	2	4	2	2	2	4	8	3	
5	6	7	9	6	4	8	7	9	4	8	6	4	8	8	5	4		20													
3	1		1	2	3	3	3	6	1	12																					
3	7	1	2	4	1	4	1	5	1	2	2	3	2		2	2		5	1	2	3	5		1	1	5	3	2	3	3	
25	15	33	19	25	25	31	21	30	33	32	25	29	26	26	27	23	21	23	28	29	22	38	10	37	13	28	16	38	20	34	
	2	2	1	15	24	8	2	3	2	3	3	1	2	2	1																
23	13	30	12	30	11	20	15	29	21	26	18	35	17	37	25	24	20	32	27	39	22	34	24	33	48	34	45	50	54	57	
7	4	3	6	6	2	6	17	14	11	5	4	5	3	5	1		3			1			1							1	
16	20	14	10	7	14	43																									
1			3	2		1	5	1	3	1				26																	

給料表	職務の級	号給	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
				医療職(1)	1	1																						1		
	2	10						1		1		1									1		1		1					1
	3	3																												
	4	9																												
医療職(2)	1																													
	2	20	2					2		1																	4		3	8
	3	20													1			1		1	1			2	1					
	4	19																												
	5	57																												
	6	4																												
	7	6																												1
医療職(3)	1																													
	2	19											5					2				1					4			
	3	26											1	1			1					1	1	1	2	2	1			
	4	14																												
	5	27																												
	6	7																												

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
1														1		1															
									1					1											1						
																		1				1									
	2	1		1				1		1		2		1			1	1								1					
				1						1		2		1		1		1	1	1	1	3	1								
									1				1			1	1		1					1	2	3	1		1		
																		1	1				1	1							
3						1	1																								
1		2				1		2	1																						
1		1		3				1									2						2			1	1		1		
																		1							1	1			1		
																								1							
																		1	2	3	1										

給料表	職務の級	号給																														
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86		
医療職(1)	1																															
	2																															
	3																															
	4					1	1	1	4																							
医療職(2)	1																															
	2																															
	3																															
	4	1					1											1						1								
	5					2	1	1	1	1	1		1	2		2		1	3	1				2	1							
	6																															
	7																															
医療職(3)	1																															
	2																															
	3					1																										
	4		3		2						1		1																			
	5			2								1	1	1		1						1	1									
	6																															

給料表	職務の級	給号																												
		118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													

第4表

給料表別、級別、

給料表	職務の級	年齢																									
		計	18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37				
行政職	計	4,655人		19	39	60	63	136	131	138	140	123	104	112	99	73	82	79	59	51	55	66	77				
	1	936		19	39	60	63	136	130	138	140	123	49	24	9	1	3	2									
	2	613							1				54	88	90	72	78	62	40	31	27	23	19				
	3	468											1					15	19	20	28	42	45				
	4	1,150																					13				
	5	901																									
	6	250																1						1			
	7	232																									
	8	77																									
	9	24																									
10	4																										
公安職	計	2,080		26	31	32	26	66	58	76	49	67	49	68	50	68	75	46	58	64	62	75	56				
	1	356		26	31	32	26	66	58	66	19	13	7	5	1	2	1			1	1						
	2	310								10	29	51	36	40	29	33	29	19	19	6	4	4	1				
	3	400								1	3	6	23	18	32	35	25	24	43	35	47	26					
	4	551													2	1	10	2	15	14	22	24	29				
	5	347																									
	6	50																									
	7	42																									
	8	14																									
9	10																										
教育職(1)	計	3,319		1	1	1		23	21	28	41	39	57	47	52	48	55	58	47	51	65	67	75				
	1	207		1	1	1		2	2	2	3	1	2	3	5	4	6	3	2	7	7	7	8				
	2	2,790						21	19	26	38	38	55	44	47	44	49	55	45	44	58	60	67				
	特2	71																									
	3	162																									
4	89																										
教育職(2)	計	6,885						104	103	112	131	119	101	95	100	101	100	65	68	69	82	85	97				
	1																										
	2	5,765						104	103	112	131	119	101	95	100	101	100	65	68	69	82	85	97				
	特2	150																									
	3	513																									
4	457																										

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢		
84	84	110	106	117	123	148	118	143	194	174	188	168	157	172	118	141	128	144	129	103	99	1	40.9 歳		
																								23.5	
5	3	5	2	1		4		1	1	1	2			1	1			1						31.3	
59	45	48	33	21	14	15	9	2	5	8	13	6	4	2	2	1	2	2	3	3	1			39.6	
20	35	56	71	93	104	106	79	96	135	89	80	50	36	25	16	10	13	9	4	6	4			45.5	
		1		1	5	22	30	44	47	68	81	96	93	93	66	69	56	47	41	14	26	1		51.2	
	1								5	8	11	12	15	18	15	28	29	36	27	27	16			54.1	
						1			1		1	4	9	29	10	22	20	35	37	33	30			55.5	
															4	6	10	7	11	12	15	12		56.2	
				1												2	1	1	3	5	5	6		56.4	
																						4		59.0	
72	53	55	65	47	51	37	32	30	41	27	27	46	37	42	24	43	54	54	48	48	45			37.7	
												1													22.5
																									28.6
28	12	13	15	5	5	3			1																34.2
43	37	35	42	25	21	17	13	14	19	9	8	17	16	15	8	12	21	17	16	11	16			43.7	
1	4	7	8	17	25	16	16	16	15	17	17	20	18	18	10	15	20	24	16	27	20			50.1	
						1	3		6	1	1	5	3	5	1	7	4	3	6	2	2			52.3	
												4		3	5	5	7	8	5	3	2			54.8	
														1		4	1		3	3	2			56.1	
																	1	2	2	2	3			57.4	
69	83	103	106	116	114	116	130	127	124	123	108	135	142	138	124	124	99	124	133	105	99			44.6	
4	11	14	8	9	11	14	18	10	5	9	4	6	6	3	1	1		1	2	1	2			40.4	
65	72	89	98	107	103	102	112	117	111	105	95	113	122	110	97	98	76	86	83	66	53			43.8	
															4	4	7	7	16	15	8	10			56.2
									8	9	9	16	14	20	21	15	8	11	10	11	10			53.0	
															1	1	3	8	10	23	19	24			57.3
80	109	100	114	110	130	142	170	237	265	288	286	275	347	343	339	352	359	360	326	345	276			46.0	
80	109	100	114	110	130	138	162	230	210	233	240	225	288	264	247	256	257	255	211	209	165			44.4	
						4	8	7	29	19	14	6	5	3	5	6	12	10	3	11	8			50.8	
									26	36	32	44	48	59	60	58	45	35	24	19	27			52.7	
													6	17	27	32	45	60	88	106	76			56.5	

給料表	年齢 職務の級	計	18	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
			歳未 満	歳																			
研究職	計	194 人						1	1	5	4	5	9	3	9	4	4		7	6	1	2	1
	1	13						1	1	5	4	1		1									
	2	50										4	9	2	9	4	4		7	6		1	1
	3	105																			1	1	
	4	22																					
	5	4																					
医療職 (1)	計	23												2	1	1	2	1	1				
	1	1												1									
	2	10												1	1	1	2	1	1				
	3	3																					
	4	9																					
医療職 (2)	計	126						2	2	1	3	4	4	6	2	1	3	2	2	3	1	1	4
	1																						
	2	20						2	2	1	3	4	4	3			1						
	3	20												3	2	1	2	2	2	3	1		1
	4	19																				1	3
	5	57																					
	6	4																					
	7	6																					
医療職 (3)	計	93						4	3	2	2	3	3	3	1	2	5	2	2	2	1	3	3
	1																						
	2	19						4	3	2	2	3	3	1						1			
	3	26												2	1	2	5	2	2	1	1	3	3
	4	14																					
	5	27																					
	6	7																					
全給料表	17,375		46	71	93	89	336	319	362	370	360	327	336	314	298	326	253	244	246	267	299	313	

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢	
4	4	4	4	6	7	5	5	4	7	3	7	5	9	7	4	9	11	9	10	6	2		43.1 歳	
																								24.5
1	1	1																						30.7
3	3	3	4	6	7	5	5	4	7	3	7	5	9	7	3	7	8	2	3	1	1		47.9	
															1	2	3	7	6	2	1		56.1	
																			1	3			57.8	
		1	1			3				1	1					1		1		1	1	4	45.1	
																								28.0
		1				1				1														34.6
			1			2																		43.0
											1					1		1		1	1	4	59.4	
3	3	1	5	6	2	2	3	2	7	2	4	4	3	9	4	3	6	8	2	3	3		42.8	
																								25.8
1										1							1							33.9
2	2	1	3	1			1		2		2							1						42.1
	1		2	5	2	2	2	2	4	2	2	4	3	9	4	3	3	3	1	1	2		49.6	
																	1	1		1	1			57.0
																	1	3	1	1				56.3
4	4	2	1	1	2	1	1	2	1		2		4	3	6	5	2	2	3	4	2		40.5	
																								25.1
1	2												1											34.0
3	2	2	1	1	1		1		1				1		1									42.6
					1	1		2			2	3	2	6	4	2	2	2						52.0
																			1	4	2			58.1
316	340	376	402	403	429	454	459	545	639	618	623	633	699	714	619	678	659	702	651	615	527	5	43.3	

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		計	人員数 17,375 人	13,441 人	797 人	3,134 人	3 人
	構成比	100.0 %	77.4 %	4.6 %	18.0 %	0.0 %	— %
行政職	計	4,655	2,501	146	2,005	3	14.2
	1	936	441	103	392		14.1
	2	613	399	35	178	1	14.7
	3	468	185	2	280	1	13.6
	4	1,150	523	2	624	1	13.8
	5	901	525	1	375		14.3
	6	250	151	2	97		14.4
	7	232	176	1	55		15.0
	8	77	73		4		15.8
	9	24	24				16.0
	10	4	4				16.0
		構成比	100.0 %	53.7 %	3.1 %	43.1 %	0.1 %
公安職	計	2,080	956	122	1,002		14.0
	1	356	106	28	222		13.3
	2	310	170	26	114		14.4
	3	400	206	34	160		14.2
	4	551	286	23	242		14.2
	5	347	148	9	190		13.8
	6	50	19	1	30		13.6
	7	42	10		32		13.0
	8	14	6	1	7		13.9
	9	10	5		5		14.0
	構成比	100.0 %	46.0 %	5.8 %	48.2 %		—
教育職(1)	計	3,319	3,088	104	127		15.8
	1	207	86	52	69		14.2
	2	2,790	2,682	52	56		15.9
	特2	71	70		1		15.9
	3	162	161		1		16.0
	4	89	89				16.0
		構成比	100.0 %	93.0 %	3.2 %	3.8 %	
教育職(2)	計	6,885	6,500	385			15.9
	1						
	2	5,765	5,416	349			15.9
	特2	150	141	9			15.9
	3	513	500	13			15.9
	4	457	443	14			15.9
	構成比	100.0 %	94.4 %	5.6 %			—

給料表	学歴区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学年数
	職務の級						
研究職	計	194 人	193 人	1 人	人		16.0 年
	1	13	13				16.0
	2	50	49	1			16.0
	3	105	105				16.0
	4	22	22				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	99.5 %	0.5 %			—
医療職(1)	計	23	23				18.0
	1	1	1				18.0
	2	10	10				18.0
	3	3	3				18.0
	4	9	9				18.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職(2)	計	126	109	17			15.8
	1						
	2	20	18	2			15.9
	3	20	17	3			15.8
	4	19	14	5			15.5
	5	57	50	7			15.8
	6	4	4				16.0
	7	6	6				16.0
構成比	100.0 %	86.5 %	13.5 %			—	
医療職(3)	計	93	71	22			15.5
	1						
	2	19	19				16.0
	3	26	19	7			15.5
	4	14	7	7			15.0
	5	27	19	8			15.4
	6	7	7				16.0
構成比	100.0 %	76.3 %	23.7 %			—	

- (注)
- 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
 - 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年とした。
 - 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,655	円 321,304	歳 40.9	年 20.0	年 14.2	人 2,080	円 320,565	歳 37.7	年 17.2	年 14.0
1	936	189,128	23.5	2.9	14.1	356	210,007	22.5	2.9	13.3
2	613	241,909	31.3	9.7	14.7	310	254,138	28.6	7.9	14.4
3	468	308,218	39.6	19.0	13.6	400	292,789	34.2	13.3	14.2
4	1,150	366,218	45.5	25.0	13.8	551	367,180	43.7	22.8	14.2
5	901	392,738	51.2	30.3	14.3	347	412,054	50.1	29.9	13.8
6	250	405,125	54.1	32.9	14.4	50	427,534	52.3	32.4	13.6
7	232	431,807	55.5	33.9	15.0	42	437,407	54.8	35.6	13.0
8	77	460,990	56.2	33.9	15.8	14	452,564	56.1	36.0	13.9
9	24	501,608	56.4	34.1	16.0	10	473,130	57.4	37.1	14.0
10	4	526,400	59.0	36.8	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,319	円 371,419	歳 44.6	年 22.0	年 15.8	人 6,885	円 372,445	歳 46.0	年 23.5	年 15.9
1	207	291,876	40.4	18.9	14.2					
2	2,790	368,493	43.8	21.1	15.9	5,765	361,248	44.4	22.0	15.9
特2	71	431,559	56.2	33.5	15.9	150	411,860	50.8	28.6	15.9
3	162	442,074	53.0	30.2	16.0	513	421,926	52.7	30.3	15.9
4	89	471,547	57.3	34.7	16.0	457	445,215	56.5	34.0	15.9

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
	194	352,719	43.1	20.2	16.0	23	470,356	45.1	20.2	18.0
1	13	206,315	24.5	2.0	16.0	1	320,100	28.0	5.0	18.0
2	50	270,980	30.7	7.8	16.0	10	391,470	34.6	8.3	18.0
3	105	389,938	47.9	25.0	16.0	3	492,533	43.0	19.7	18.0
4	22	427,140	56.1	33.6	16.0	9	567,311	59.4	35.2	18.0
5	4	463,975	57.8	35.3	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
	126	333,961	42.8	19.8	15.8	93	324,126	40.5	18.3	15.5
1										
2	20	219,295	25.8	2.7	15.9	19	230,510	25.1	2.8	16.0
3	20	270,105	33.9	10.6	15.8	26	282,357	34.0	11.6	15.5
4	19	323,789	42.1	18.4	15.5	14	346,592	42.6	20.5	15.0
5	57	384,835	49.6	27.0	15.8	27	394,488	52.0	29.9	15.4
6	4	404,175	57.0	34.8	16.0	7	417,042	58.1	36.1	16.0
7	6	431,150	56.3	33.8	16.0					

(注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,501 (80,740)	円 326,157 (318,465)	人 2,005 (48,997)	円 322,968 (344,226)
1年未満		89 (3,011)	183,938 (188,851)	22 (904)	153,209 (153,548)
1年以上	2年未満	87 (2,808)	190,678 (194,907)	52 (684)	159,463 (159,105)
2年以上	3年未満	90 (2,909)	197,744 (201,766)	70 (822)	163,927 (163,977)
3年以上	5年未満	171 (5,695)	207,879 (213,713)	116 (1,316)	176,624 (175,089)
5年以上	7年未満	154 (4,478)	225,292 (229,803)	61 (819)	193,230 (191,025)
7年以上	10年未満	178 (5,462)	241,839 (254,170)	80 (638)	209,399 (208,880)
10年以上	15年未満	174 (9,845)	271,733 (294,752)	99 (1,448)	236,543 (242,655)
15年以上	20年未満	281 (12,657)	338,603 (335,898)	144 (2,530)	289,986 (283,480)
20年以上	25年未満	394 (12,866)	372,224 (371,924)	224 (4,099)	329,028 (326,005)
25年以上	30年未満	393 (11,634)	394,384 (397,542)	362 (11,025)	366,951 (359,901)
30年以上	35年未満	384 (7,482)	418,465 (405,916)	400 (10,617)	382,849 (380,622)
35年以上		106 (1,893)	442,477 (409,422)	375 (14,095)	401,415 (393,730)

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分 給料表	扶養手当 受給職員数 (人)	受給者1人 当たりの 平均手当額 (円)	扶養親族数		
			子 (人)	子以外 (人)	計(人)
計	7,663	20,821	11,150	4,088	15,238 [4,342]
行政職	2,010	20,660	2,798	1,260	4,058 [1,098]
公安職	1,214	20,100	1,719	845	2,564 [348]
教育職(1)	1,516	21,326	2,307	753	3,060 [880]
教育職(2)	2,751	21,064	4,106	1,126	5,232 [1,920]
研究職	94	18,521	112	58	170 [50]
医療職(1)	15	14,966	11	15	26 [4]
医療職(2)	47	21,159	68	25	93 [31]
医療職(3)	16	24,000	29	6	35 [11]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
 2 「計」欄の〔 〕内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平均 手当月額
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 22	人 80	人 46	人 275	人 811	人 538	人 1,772	円 57,350

- (注) 1 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
 2 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区分 給料表	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間借り	下宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	人	人	人	人	人	人
計	12	4,609	2	1	4,624	79
行政職	1	1,057	0	0	1,058	49
公安職	0	304	0	0	304	7
教育職(1)	3	1,050	1	0	1,054	7
教育職(2)	8	2,100	1	1	2,110	14
研究職	0	48	0	0	48	0
医療職(1)	0	4	0	0	4	1
医療職(2)	0	27	0	0	27	1
医療職(3)	0	19	0	0	19	0

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

区分	家賃額 区分 計	12千円未 満	12	13	15	17	19	21	23	25	27	
			5	5	5	5	5	5	5	5	5	
公団・公営住宅	12人			1			1				4	
民間賃貸住宅	4,609人					1	5	3	1	7	9	
間借り	2人											
下宿	1人											
計	4,624人	0	0	1	0	1	6	3	1	7	13	
累計	人員	—人	0	0	1	1	2	8	11	12	19	32
	比率	—%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.3	0.4	0.7
単身赴任職員の配偶者等の住宅	79人											

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

3 住居手当の支給状況

区分 受給者数・ 平均手当月額	借家・借間				単身赴任職員の 配偶者等の住宅（借家等）
	11千円未 満	11千円以上 5 27千円未満	27千円	小計	
手当受給者数	11人	2,070人	2,543人	4,624人	79人
受給者1人当たりの平均手当月額	25,002円				13,035円

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
			1		1			3					1
36	17	20	65	75	176	96	126	294	228	368	209	331	2,542
1											1		
					1								
37	17	20	66	75	178	96	126	297	228	368	210	331	2,543
69	86	106	172	247	425	521	647	944	1,172	1,540	1,750	2,081	4,624
1.5	1.9	2.3	3.7	5.3	9.2	11.3	14.0	20.4	25.3	33.3	37.8	45.0	100.0
					4			2	2	8	1	3	59

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	13,851 人	453 人	1,058 人	219 人	1,730 人
	行 政 職	3,262	279	748	152	1,179
	公 安 職	1,380	79	214	2	295
	教 育 職 (1)	2,813	60	36	38	134
	教 育 職 (2)	6,049	30	44	10	84
	研 究 職	178	1	5	3	9
	医 療 職 (1)	3	1	1		2
	医 療 職 (2)	100		4	4	8
	医 療 職 (3)	66	3	6	10	19

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	行 政 職	1,446 人	832	112	79	50	12	17	27	7	33		5	4	14
	公 安 職	318 人	232	17	34	9	6	2	3		1				
	教育職(1)	274 人	52	5	7	15	6	3	3	3	8		8	7	5
	教育職(2)	148 人	46	10	7	8	9	2	1		3		1		9
	研 究 職	16 人	5		1			1		2	1				
	医 療 職 (1)	2 人	2												
	医 療 職 (2)	21 人	5	1	2	1									1
	医 療 職 (3)	25 人	5	3			1	1	3	1					
	計	2,250 人	1,179	148	130	83	34	26	37	13	46		14	11	29
累	人員	— 人	1,179	1,327	1,457	1,540	1,574	1,600	1,637	1,650	1,696	1,696	1,710	1,721	1,750
計	比率	— %	52.4	59.0	64.8	68.4	70.0	71.1	72.8	73.3	75.4	75.4	76.0	76.5	77.8

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
11,023 人	48 人	530 人	11,601 人	375 人	10 人	135 人	520 人
1,410	21	385	1,816	167	3	97	267
947	16	99	1,062	15	3	5	23
2,518	7	14	2,539	119	2	19	140
5,882	3	16	5,901	55	2	7	64
153	1	8	162	5		2	7
1			1				
73		6	79	9		4	13
39		2	41	5		1	6

36	38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95千円
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	以上
38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	
1	2	1	1		1		57	7	75	29	19	33	12	6		10
	2			1			5	4	1		1					
1	3	3	2	2	3	1	12	4	46	21	12	24	8	3	1	6
		1					7	2	23	4	7	6		2		
		1							1		1					3
	1						2		5		1	2				
							3		2	3		2	1			
2	8	6	3	3	4	1	86	17	153	57	41	67	21	11	1	19
1,752	1,760	1,766	1,769	1,772	1,776	1,777	1,863	1,880	2,033	2,090	2,131	2,198	2,219	2,230	2,231	2,250
77.9	78.2	78.5	78.6	78.8	78.9	79.0	82.8	83.6	90.4	92.9	94.7	97.7	98.6	99.1	99.2	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ) により調査した。

3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具	距離区分	計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
			未満	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ
自動車		11,398 人	1,785	1,462	1,196	1,000	788	601	540	459	350	349
オートバイ等		58 人	26	12	10	2	3	1	1	2		
自転車		665 人	570	82	7		1	1	2	1		1
計		12,121 人	2,381	1,556	1,213	1,002	792	603	543	462	350	350
累計	人員	一人	2,381	3,937	5,150	6,152	6,944	7,547	8,090	8,552	8,902	9,252
	比率	一%	19.6	32.5	42.5	50.8	57.3	62.3	66.7	70.6	73.4	76.3

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。
 2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表	料金額区分	計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ
計		172 人	43	13	28	46	22	8	3	2	3	2	2	
行政職		37 人	7	6	7	11	5		1					
公安職		3 人			2							1		
教育職(1)		92 人	34	1	10	23	11	4	2	2	2	1	2	
教育職(2)		25 人	1	1	6	9	5	2			1			
研究職		8 人		5	2	1								
医療職(1)		人												
医療職(2)		7 人	1		1	2	1	2						
医療職(3)		人												

- (注) 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65 km
∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	以上
304	263	271	205	202	189	146	134	148	270	190	138	77	82	249
								1						
304	263	271	205	202	189	146	134	149	270	190	138	77	82	249
9,556	9,819	10,090	10,295	10,497	10,686	10,832	10,966	11,115	11,385	11,575	11,713	11,790	11,872	12,121
78.8	81.0	83.2	84.9	86.6	88.2	89.4	90.5	91.7	93.9	95.5	96.6	97.3	97.9	100.0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	55千円 未満	55千円 以上 ∪ 75千円 未満	75千円	小計		4km 未満	4km 以上 ∪ 10km 未満	10km 以上 ∪ 20km 未満	20km 以上 ∪ 40km 未満	40km 以上 ∪ 60km 未満	60km 以上	小計	
計	人 1,863	人 368	人 19	人 2,250	円 21,982	人 2,381	人 3,771	人 2,750	人 2,213	人 675	人 331	人 12,121	円 9,332
行政職	1,255	181	10	1,446	19,413	724	511	326	316	134	72	2,083	8,867
公安職	312	6		318	11,491	322	398	194	141	26	4	1,085	6,741
教育職(1)	149	119	6	274	40,370	408	761	525	551	255	179	2,679	11,918
教育職(2)	104	44		148	30,440	876	2,011	1,630	1,146	237	65	5,965	8,730
研究職	11	2	3	16	33,782	29	56	34	30	18	2	169	10,455
医療職(1)	2			2	6,630				1			1	13,700
医療職(2)	13	8		21	36,242	12	17	29	23	3	8	92	12,934
医療職(3)	17	8		25	34,108	10	17	12	5	2	1	47	7,670

(注) 1 交通機関等と交通用具の併用者については、それぞれの区分に計上している。
2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 329	人 254	人 176	人 444	人 9	人 5	人 9	人 3	人 1,229
知事	289		1		9	5	9	3	316
教育委員会	29		175	444					648
本庁等	7		3						10
高等学校等	21		172	1					194
小・中学校	1			443					444
警察本部長	11	254							265
その他									

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 329	人 254	人 176	人 444	人 9	人 5	人 9	人 3	人 1,229
30,000円 80km未満	39	103	20	123	1	1		1	288
36,000円 80km以上 100km未満	76	45	42	78	1	2	3		247
38,000円 100km以上 150km未満	179	93	86	189	7	1	5	2	562
40,000円 150km以上 200km未満	24	11	24	43			1		103
42,000円 200km以上 250km未満	1		1	5					7
44,000円 250km以上 300km未満			1	3		1			5
46,000円 300km以上 500km未満	1	2		3					6
54,000円 500km以上 700km未満	6		2						8
62,000円 700km以上 900km未満	1								1
70,000円 900km以上 1,100km未満	1								1
76,000円 1,100km以上 1,300km未満									
82,000円 1,300km以上 1,500km未満									
88,000円 1,500km以上 2,000km未満									
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上	1								1

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

2 再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第13表

再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8
	計	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	175		1	138	26	2	3	3	2
公安職	55		6	19	28	1	1		
教育職 (1)	188	15	172	1					
教育職 (2)	206		206						
研究職	10		10						
医療職 (2)	1				1				
計	635								

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
	計	人	人	人	人	人	人	人
行政職	3		3					
教育職 (1)	11		11					
教育職 (2)	156		156					
計	170							

2 職種別民間給与実態調査関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ウ及びエに関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)ア及びイに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ (1)ウ及びエに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

3 調査機関

本委員会、人事院及び他都道府県等の人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 470事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（うち初任給関係職種12）

(2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

母集団事業所を組織、規模、産業によって8層に層化し、これらの層から152事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち今回の報告の基礎となった調査が完結した事業所は140事業所であり、その内訳は第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 集計

ア 調査実人員

3,465人（うち初任給関係職種206人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,155人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は9,577人であり、うち、行政職に相当するものは9,398人である。

イ 算出

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所				
産 業 計	事業所	140	42	60	38
農 業 , 林 業 , 漁 業		1	0	1	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建設業		17	2	5	10
製 造 業		65	16	37	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		24	6	9	9
卸 売 業 , 小 売 業		3	3	0	0
金融業, 保険業、不動産業、 物 品 賃 貸 業		4	4	0	0
教育, 学習支援業、医療, 福祉、 サ ー ビ ス 業		26	11	8	7

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が12所あった。

2 調査対象事業所152所から規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた151所に占める調査完了事業所140所の割合（調査完了率）は92.7%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	(766) 7	(53.1) 56.2	(776,265) 824,053	(2,020) 36	(774,245) 824,017
	工 場 長	(463) 6	(53.8) 48.3	(717,147) 556,656	(1,648) 1,075	(715,499) 555,581
	事 務 部 長	(13,733) 90	(52.8) 53.8	(694,600) 583,241	(2,137) 5,158	(692,463) 578,083
	技 術 部 長	(8,626) 40	(52.7) 53.2	(669,304) 525,338	(3,192) 11,098	(666,112) 514,240
	事 務 部 次 長	(5,576) 55	(51.6) 51.9	(632,648) 583,280	(4,488) 340	(628,160) 582,940
	技 術 部 次 長	(2,885) 11	(51.5) 51.6	(616,492) 632,183	(3,357) 2,536	(613,135) 629,647
	事 務 課 長	(28,080) 210	(49.1) 49.3	(588,606) 552,679	(8,331) 3,679	(580,275) 549,000
	技 術 課 長	(21,553) 96	(49.4) 48.0	(574,987) 475,455	(9,509) 20,424	(565,478) 455,031
	事 務 課 長 代 理	(11,208) 83	(46.8) 45.6	(570,942) 508,939	(39,782) 63,342	(531,160) 445,597
	技 術 課 長 代 理	(6,482) 23	(46.7) 47.7	(527,007) 551,434	(49,054) 33,017	(477,953) 518,417
	事 務 係 長	(31,454) 252	(44.8) 46.4	(461,263) 403,638	(49,092) 38,090	(412,171) 365,548
	技 術 係 長	(22,889) 154	(45.8) 46.3	(488,521) 486,351	(71,206) 61,561	(417,315) 424,790
	事 務 主 任	(27,084) 276	(41.3) 42.6	(388,202) 378,809	(41,755) 42,479	(346,447) 336,330
	技 術 主 任	(22,383) 136	(43.3) 44.3	(442,080) 428,571	(67,889) 55,222	(374,191) 373,349
	事 務 係 員	(105,141) 987	(36.8) 36.4	(328,464) 275,179	(35,929) 28,843	(292,535) 246,336
	技 術 係 員	(77,335) 729	(35.8) 35.1	(350,733) 324,354	(52,142) 51,942	(298,591) 272,412

- (注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は
3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は
4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民間給与額等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記の者と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	(18)	(48.4)	(308,465)	(10,878)	(297,587)
		-	-	-	-	-
	自家用乗用自動車 運転手	(104)	(51.3)	(354,963)	(44,712)	(310,251)
		X	55.5	385,716	5,116	380,600
守衛	(402)	(48.5)	(349,911)	(70,988)	(278,923)	
	-	-	-	-	-	
用務員	(156)	(50.4)	(290,656)	(4,942)	(285,714)	
	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大学学長・ 副学長・学部長	(323)	(61.0)	(873,915)	(2,550)	(871,365)
		X	72.0	951,500	0	951,500
	大学教授	(2,322)	(57.4)	(741,783)	(5,244)	(736,539)
		7	62.9	668,191	1,786	666,405
	大学准教授	(1,797)	(48.4)	(605,968)	(2,872)	(603,096)
		9	49.6	494,927	0	494,927
	大学講師	(1,171)	(45.1)	(521,989)	(4,899)	(517,090)
		12	47.4	442,383	0	442,383
	大学助教	(655)	(38.9)	(452,813)	(14,433)	(438,380)
		12	43.2	385,869	11,822	374,047
高等学校 校長 教頭 教諭	高等学校校長	(55)	(61.4)	(773,162)	(3,742)	(769,420)
		-	-	-	-	-
	高等学校教頭	(204)	(56.5)	(651,109)	(5,665)	(645,444)
		4	51.8	391,975	0	391,975
	高等学校主幹教諭	(36)	(52.4)	(612,431)	(7,892)	(604,539)
	-	-	-	-	-	
高等学校指導教諭	(28)	(45.1)	(505,841)	(17,414)	(488,427)	
	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	(2,433)	(44.3)	(489,958)	(8,654)	(481,304)	
	19	47.0	312,285	0	312,285	
研究 関係 職種	研究所長	(57)	(54.6)	(904,339)	(3,775)	(900,564)
		-	-	-	-	-
	研究部(課)長	(1,171)	(51.1)	(724,062)	(2,284)	(721,778)
		3	50.5	498,900	0	498,900
	研究室(係)長	(928)	(47.4)	(562,409)	(32,344)	(530,065)
		4	43.0	474,537	44,190	430,347
主任 研究員 研究員 研究 補助員	主任研究員	(1,929)	(44.6)	(548,210)	(39,429)	(508,781)
		X	39.5	500,772	12,582	488,190
	研究員	(2,905)	(37.3)	(432,920)	(56,365)	(376,555)
		25	38.4	386,128	35,962	350,166
研究補助員	(271)	(31.9)	(344,013)	(46,192)	(297,821)	
	4	50.5	379,854	15,945	363,909	

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

第16表

公民給与の比較における対応関係

職 員	民 間 事 業 所			
	行政職給料表	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
10級及び9級	支店長、工場長、 部長、部次長			
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級				
6級	課長代理	課長	課長	
5級				
4級	係長	課長代理	課長代理	
3級		係長	係長	
2級	主任	主任	主任	
1級	係員	係員	係員	

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職種	学歴	企業規模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 197,201	円 204,306	円 189,889	円 203,000
	短大卒	165,902	-	165,870	X
	高校卒	161,425	169,424	154,728	-
新卒技術者	大学卒	196,105	204,489	190,736	-
	短大卒	170,949	167,916	170,467	X
	高校卒	157,839	155,919	159,947	152,429
新卒事務員・技術者計	大学卒	196,601	204,407	190,402	203,000
	短大卒	169,114	167,916	168,116	X
	高校卒	159,414	165,218	157,870	152,429

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

備考 職員の初任給月額は、Ⅰ種試験採用者（大卒相当）で183,800円、Ⅱ種試験採用者（短大卒相当）で164,500円、Ⅲ種試験採用者（高卒相当）で151,900円である。

第18表

民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況			採用なし	
		採用あり	%	増額	据置き	減額	%	%
				%	%	%		
大学卒	規模計	19.0	27.9	72.1	-	81.0		
	500人以上	16.4	76.1	23.9	-	83.6		
	100人以上 500人未満	22.5	17.2	82.8	-	77.5		
	50人以上 100人未満	15.6	0.0	100.0	-	84.4		
高校卒	規模計	18.0	45.7	54.3	-	82.0		
	500人以上	11.6	100.0	0.0	-	88.4		
	100人以上 500人未満	27.1	33.6	66.4	-	72.9		
	50人以上 100人未満	9.4	33.3	66.7	-	90.6		

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		61.3%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(85.0%)
家 族 手 当 制 度 が な い		38.7%
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	12,760円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,362円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,468円

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

3 生計費及び労働経済指標関係

令和2年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和2年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

3 算定結果

算定結果は、第20表に示すとおりである。

第20表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	23,180	37,110	48,210	59,310	70,410
住居関係費	60,250	64,960	58,430	51,900	45,380
被服・履物費	1,120	3,610	4,090	4,580	5,070
雑費Ⅰ	31,460	40,500	54,780	69,040	83,320
雑費Ⅱ	4,740	13,730	15,990	18,260	20,530
計	120,750	159,910	181,500	203,090	224,710

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	23,180	(95.2)	24,360	(100.0)
住居関係費	60,250	(122.1)	49,360	(100.0)
被服・履物費	1,120	(99.1)	1,130	(100.0)
雑費Ⅰ	31,460	(109.1)	28,830	(100.0)
雑費Ⅱ	4,740	(68.4)	6,930	(100.0)
計	120,750	(109.2)	110,610	(100.0)

(注) ()内は、全国を100として計算した指数である。

参考2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.483	0.628	0.772	0.917
住居関係費	0.976	0.878	0.780	0.682
被服・履物費	0.507	0.575	0.644	0.713
雑費Ⅰ	0.286	0.387	0.488	0.588
雑費Ⅱ	0.402	0.468	0.535	0.601

(注) この換算乗数は、平成31年1月～令和元年12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第21表

労働経

項目				年 月				
				平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	299,489	294,772	297,628	296,427
				前年同月比(%)	0.3	0.1	0.3	0.0
			うち所定内給与	金額(円)	273,350	269,438	272,409	271,611
			前年同月比(%)	0.4	△ 0.2	0.2	0.1	
		うち所定外給与	金額(円)	26,139	25,334	25,219	24,816	
			前年同月比(%)	0.1	3.0	0.8	△ 0.7	
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	249,751	248,395	248,123	251,466	
				前年同月比(%)	1.2	1.6	0.5	1.2
			うち所定内給与	金額(円)	227,578	227,287	227,187	229,856
			前年同月比(%)	1.1	1.4	0.5	1.1	
		うち所定外給与	金額(円)	22,173	21,108	20,936	21,610	
			前年同月比(%)	1.6	3.0	0.2	2.7	
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	148.7	141.4	147.4	150.1	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.1	12.4	12.3	12.3	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	157.1	149.7	156.6	161.1	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.0	12.8	12.4	12.7	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	337,164	332,273	308,425	321,190	
				前年同月比(%)	0.7	6.4	5.6	3.6
		東京都区部	金額(円)	382,826	442,260	361,446	402,679	
				前年同月比(%)	△ 19.9	32.9	23.9	1.5
		盛岡市	金額(円)	292,015	343,072	378,135	328,912	
				前年同月比(%)	△ 32.0	△ 0.2	23.6	△ 2.1
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	0.9	0.7	0.7	0.5	
		東京都区部	前年同月比(%)	1.3	1.1	1.1	0.9	
		盛岡市	前年同月比(%)	0.8	0.3	0.0	△ 0.2	
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	1.3	0.6	△ 0.2	△ 0.7
	雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	1.1	0.8	1.0	1.2
岩手県			前年同月比(%)	△ 5.8	△ 3.8	△ 3.6	△ 4.6	
完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	2.4	2.4	2.3	2.3	
有効求人倍率 (厚生労働省)		全国	倍率(倍)	1.63	1.62	1.61	1.59	
		岩手県	倍率(倍)	1.44	1.43	1.42	1.38	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。
 2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

济 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	令和2年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
295,936	295,976	298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762	287,291	291,040
0.1	0.1	0.0	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.3	△ 1.2	△ 2.5	△ 2.2
271,279	271,804	272,957	271,882	271,840	269,069	269,158	269,891	273,009	268,674	272,318
0.2	0.2	0.1	△ 0.1	0.1	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0
24,657	24,172	25,427	25,816	25,290	24,035	24,499	24,379	22,753	18,617	18,722
△ 0.2	△ 0.5	△ 1.2	△ 2.6	△ 3.1	△ 3.1	△ 2.9	△ 4.9	△ 13.0	△ 26.5	△ 25.8
250,041	249,768	255,025	256,143	255,192	250,555	251,487	251,235	250,760	243,143	247,536
1.1	1.6	2.8	2.9	3.2	0.3	2.3	0.2	0.4	△ 2.1	△ 0.2
228,595	228,910	231,430	232,437	232,502	228,353	229,326	229,093	230,407	225,851	231,547
1.3	1.8	2.4	2.8	3.4	0.6	2.4	0.3	1.2	△ 0.6	1.9
21,446	20,858	23,595	23,706	22,690	22,202	22,161	22,142	20,353	17,292	15,989
△ 1.4	0.5	6.6	3.8	1.0	△ 2.5	1.2	△ 0.9	△ 8.2	△ 18.1	△ 23.6
141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3
11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3
150.8	153.9	157.0	158.3	155.8	144.4	150.2	151.3	154.7	138.3	151.3
12.5	12.7	13.1	13.5	13.0	11.3	11.9	11.1	10.8	8.8	8.7
325,516	329,655	305,197	303,986	345,370	312,473	303,166	322,461	303,621	280,883	298,367
1.7	8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3
379,113	405,710	336,766	374,283	366,144	345,278	339,417	325,788	324,150	302,393	322,120
10.1	21.7	△ 3.2	10.8	△ 11.6	△ 5.6	7.4	△ 10.7	△ 15.3	△ 31.6	△ 10.9
312,472	322,533	305,304	290,450	322,604	292,483	283,769	307,790	305,810	254,070	278,428
5.6	25.2	△ 4.4	7.7	△ 7.7	△ 5.0	△ 4.3	△ 19.8	4.7	△ 25.9	△ 26.4
0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
0.6	0.4	0.4	0.8	1.0	0.6	0.4	0.4	0.2	0.4	0.3
△ 0.1	△ 0.3	0.3	0.3	0.9	1.0	0.5	0.4	△ 0.2	0.0	0.4
△ 0.9	△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6
1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2
△ 3.3	△ 0.4	△ 1.8	△ 2.0	△ 1.4	1.0	3.7	3.9	4.2	1.7	1.5
2.3	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8
1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
1.37	1.37	1.35	1.31	1.26	1.26	1.28	1.20	1.12	1.01	1.01

